

商店会活性出店支援金の継続について

補正額 5520万円

令和2年度に創設した商店会活性出店支援金について、新型コロナウイルス感染拡大とともに、本年2月からのロシアによるウクライナ侵攻の影響を受け、今後も引き続き空き店舗や空き事務所の発生が続く状況と想定されるため、商店会活性出店支援金を継続します。

1 目的

空き店舗の長期化を防ぎ、商店会の活性化に寄与する事業者を応援することを目的として、本事業を実施します。

2 内容

- (1) 市内の空き店舗（空き事務所）に出店し、一定の要件を満たした事業者に最大60万円を支給します。
- (2) 出店時（事業開始時）に30万円、出店後（事業開始後）6カ月経過時に30万円を支給します。

3 実績

- (1) 令和3年度 申請件数：122件 支給件数：118件
- (2) 令和2年度 申請件数：127件 支給件数：118件

4 対象

対象期間に市内の空き店舗や空き事務所に出店（事業開始）し商店会または商工会議所に加入する中小企業者等（令和2・3年度と同様の要件）

5 対象期間

令和4年4月1日（金）から令和5年3月31日（金）まで

6 申請期間

- (1) 令和4年7月1日（金）から令和5年3月31日（金）まで【事業開始時】
- (2) 事業開始後6カ月経過時から令和5年10月2日（月）まで【6カ月経過時】

7 申請方法

受付は原則、郵送（締切日の消印有効）